

2016年10月6日

Japan tax alert

EY税理士法人

米国税務アップデート

EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

2016年4月4日に公表された米国過少資本税制(Section 385)の財務省「最終」規則ドラフトがこの程、Office of Information and Regulatory Affairs(規制政策管理部:OIRA)の審査に回されました。財務省規則は財務省・IRSが内容を最終化した後、OIRAのレビューを経て最終化されます。OIRA審査は最長90日以内に完了する規定となっていますが、もちろん短期で終ることもあります。最終規則がOIRAに回されたということは、財務省、IRS側での検討は終了したことを意味します。OIRAは必要に応じて内容変更を検討するよう財務省に規則を差し戻す権利を有しています。

今回、最終規則が審査に回された際の補足説明の中に、当規則は「経済的なインパクトは小さい」また「国際取引への影響も小さい」という記載がありますが、10月5日の時点で、OIRAは規則の位置づけを経済的なインパクトは大きい(Major)、国際取引に対する影響も同様に大きいと、規則の位置づけを再分類したことが分かりました。これにより最終規則の内容が実は規則案に近いものではないか、という懸念が再燃しております。

これらのことから、規則内容にはそれなりの変更が加えられている点、また財務省は速やかに最終化を目指している点、の2つを読み取ることができます。

また動きがあり次第アップデートさせていただきます。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20161006

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp